

| | |
|---|----------------------|
| 番 号 | 13 請願第 11 号 (即 決) |
| 受理年月日 | 平成 1 3 年 1 2 月 1 8 日 |
| 件 名 | 三鷹職安労働課を廃止しないことについて |
| 提 出 者 | 三鷹自由労働者組合 代表 加藤 忍 |
| 紹介議員 | 高井 章博、岩田 康男 |
| 要 旨 | |
| <p>〔請願の趣旨〕</p> <p>私たちは三鷹職安に登録して働いている日雇労働者です。</p> <p>三鷹職安は 12 月 10 日、突然明年 1 月 31 日をもって労働課を廃止すると言いつてきました。</p> <p>理由は「国の行政改革実施方針等に基づく公共職業安定所組織の見直しにより」ということです。そして、その対策は「近隣労働出張所のご利用など皆様と個別相談」ということであって、立川とか高田馬場の労働出張所に行けということですが、JR 中央線とか西武新宿線の駅近くの人ならともかく、朝 7 時の労働紹介時刻に毎日の出頭は明らかに無理です。まさに首切りです。</p> <p>さりとて、年金だけで食える人は別として、無年金の多数の高齢日雇労働者の私たちが、シルバー人材センターに登録して仕事をやるとしても、シルバーは労働賃金でなく、生きがい就労の場として賃金が安くて生活の糧にはなりません。それに今シルバーもそう毎日仕事があるわけではありません。</p> <p>私たちは現在、平均年齢 65 歳であり、常傭雇用の道はありません。私たちは元氣なうちは、生活保護を受けないで働きたいと考えています。</p> <p>以上の趣旨に基づき次のことを請願いたします。どうか、よろしく願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三鷹職安労働課を廃止しないで存続してください。 2 今日の雇用情勢に具体的に対応できる処置をとってください。 | |